

乳用牛・肉用牛・養豚農家の皆様へ

万一の口蹄疫、豚熱等の発生に備え

令和3年度からの 家畜防疫互助基金支援事業に ご参加ください

○ 事業実施期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

○ 事前申込書は、令和3年4月30日までに提出してください。

提出先：乳用牛、肉用牛は、共済組合 各家畜診療所
豚は、岡山県畜産協会 家畜衛生部

ただし、日付は令和3年3月31日以前にしてください。

家畜防疫互助基金支援事業は、口蹄疫や豚熱等が発生した場合に、畜産経営への影響を緩和するため、生産者自らが積み立てを行い、口蹄疫や豚熱等の発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに国（(独)農畜産業振興機構）が補助する事業です。

事業のポイント

- 牛・豚を飼育する生産者の方は、どなたでも参加できます。
ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法に基づき、移動制限等が実施されている区域の生産者は加入できません。
- この事業の対象となる家畜伝染病は、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚熱、及び豚熱の5疾病です。
- 生産者の方には契約頭数に別に定める1頭当たりの単価を乗じた額を生産者積立金としてあらかじめ負担していただき、家畜伝染病予防法に基づき殺処分した家畜を飼育していた事業参加者に対し互助金を交付します。

事業の内容に関するお問い合わせ先

公益社団法人中央畜産会資金・経営対策部

〒101-0021

東京都千代田区外神田2-16-2（第2DICビル9階）

TEL 03-6206-0833 FAX 03-5289-0890

E-mail : shikin@sec.lin.gr.jp HPアドレス : <http://jlia.lin.gr.jp/>

具体的なご相談に関するお問い合わせ先

一般社団法人 岡山県畜産協会（担当 家畜衛生部）

〒700-0826

岡山市北区磨屋町9-18

TEL 086-232-8442（直通）

FAX 086-234-6031

e-mail chikusan@po.harenet.ne.jp（代表）

乳用牛・肉用牛・養豚農家の皆様へ

家畜防疫互助事業に参加を

－ 万一の「口蹄疫、豚熱等」の発生に備えて －

家畜防疫互助事業は、口蹄疫、豚熱等の伝播力が極めて強く、我が国の畜産経営に極めて重大な影響を及ぼす疾病が万一発生した場合、経営への影響を緩和するため、生産者自らが積み立てを行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに国（独）農畜産業振興機構が補助する仕組みです。

このことにより、発生農場の負担を最小限にとどめ、安心して経営を維持、継続することができます。

令和2年度までの加入率は次の表1のとおりです。

表1 家畜防疫互助基金加入率 単位 %

区分	乳用牛		肉用牛		豚	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
岡山県	69	81	48	97	35	75
全国	62	64	71	90	51	86

本基金は、平成22年の宮崎県における口蹄疫発生や平成30年9月以降の豚熱（豚コレラ）発生後における経営再開に活用されています。

本事業の牛と豚に係るものについては、岡山県では（一社）岡山県畜産協会が窓口となっており、牛の基金加入に係る事務を岡山県農業共済組合へ委託して加入を勧めています。また、基金の納入については、加入農家が組合員となっている農協にも御協力をお願いします。

なお、基金は（公社）中央畜産会が管理し、事業実施期間終了時点の残額を規定に基づいて生産者へ払い戻しされます。

1 事業のポイント

- （1）参加者：牛・豚（水牛、いのししを含む。）を飼養する生産者の方
ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法に基づく移動制限区域でない農場であること
- （2）加入義務：家畜伝染病予防法第12条の3に基づく「飼養衛生管理基準」

の遵守

- (3) 対象疾病：口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚熱、豚熱 の5疾病
- (4) 事業期間：令和3年度から5年度までの3年間（これまでは、3年ごとに更新、継続されています。）
- (5) 基金の管理：牛生産者基金と豚生産者基金はそれぞれを区別して管理運営

2 生産者が積み立てる単価

家畜の区分ごとに、生産者が積み立てる1頭当たりの単価は、次の表2のとおりです。

なお、契約は加入手続き後、生産者積立金を基金へ納付した日から有効となります。

表2 生産者積立金の単価（令和3～5年度）

家畜種類	契約区分	家畜の区分	生産者積立金の単価（1頭当たり）
牛	—	1 乳用牛（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。）	
		（1）乳用牛（24か月齢以上）	245円
		（2）乳用牛（24か月齢未満）	90円
		2 肉用牛	
		（1）肉専用種繁殖雌牛（24か月齢以上）	235円
（2）肉専用種繁殖雌牛（24か月齢未満、肉専用種繁殖雌牛用の子牛を含む。）及び肉専用種肥育牛（肉専用種肥育牛になる子牛を含む。）	125円		
（3）交雑種肥育牛（交雑種肥育牛になる子牛を含む。）	95円		
（4）乳用種肥育牛（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。また、乳用種肥育牛になる牛を含む。）	90円		
豚	家族型	1 繁殖用種豚（雌）	375円
		2 繁殖用種豚（雄）	375円
		3 肥育豚	105円
	企業型	1 繁殖用種豚（雌）	390円
		2 繁殖用種豚（雄）	390円
		3 肥育豚	110円

3 契約頭数

疾病発生後の互助金は、契約頭数を上限として支払われるので、農場ごとの見込み頭数で契約申請してください。肥育豚は常時飼養頭数での契約が良いでしょう。

なお、契約頭数は随時見直すことができますが、頭数が減少しても積立金は返還されません。

4 互助金

万一対象疾病が発生して経営を再開する場合は、交付申請をして算定基準に基づいて互助金が交付されます。交付の上限は、表3のとおりです。

なお、早期通報や飼養衛生管理基準に違反している場合などでは、互助金が支払われない場合や減額される場合があります。

表3 交付金の上限単価（令和3～5年度）

家畜の種類、契約区分及び家畜の区分	交付上限単価（1頭当たり）
1 経営支援互助金	
(1) 乳用牛（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。）	193,000円
ア 乳用牛（24か月齢以上）	28,000円
イ 乳用牛（12か月齢以上24か月齢未満の雌）	
ウ 乳用牛（12か月齢未満の雌）	23,000円
(2) 肉用牛	
ア 肉専用種	
（ア）繁殖雌牛（24か月齢以上）	186,000円
（イ）繁殖雌牛（12か月齢以上24か月齢未満）及び肥育牛（雌、12か月齢以上）	58,000円
（ウ）肥育牛（雄、12か月齢以上）	58,000円
（エ）子牛（12か月齢未満）	58,000円
イ 交雑種	
（ア）肥育牛（12か月齢以上）	36,000円
（イ）子牛（12か月齢未満）	34,000円
ウ 乳用種（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。）	
（ア）肥育牛（12か月齢以上）	28,000円
（イ）子牛（12か月齢未満）	23,000円
(3) 豚	
ア 家族型	
（ア）繁殖用種豚（雌）	48,000円
（イ）繁殖用種豚（雄）	48,000円
（ウ）肥育豚（21日齢以上）	10,000円
イ 企業型	
（ア）繁殖用種豚（雌）	55,000円
（イ）繁殖用種豚（雄）	55,000円
（ウ）肥育豚（21日齢以上）	11,000円

家畜の種類、契約区分及び家畜の区分	交付上限単価（1頭当たり）
2 焼却・埋却等互助金	
（1）乳用牛及び肉用牛	
ア 家伝法第 59 条の規定に基づく費用の交付がある場合	37,000円
イ その他	74,000円
（2）豚	
ア 家伝法第 59 条の規定に基づく費用の交付がある場合	2,000円
イ その他	4,000円

5 加入手続き

前期（平成30年度から令和2年度）に契約しておられる生産者の方へは、個別に前期（平成30年度から令和2年度）の残高の払い戻し金のお知らせとともに手続きを案内します。払戻金は、平成22年度に宮崎県で発生した口蹄疫及び平成30年から発生した豚熱の互助金への充当分1/2を差し引いて払い戻しされます。

「家畜防疫互助基金交付契約（令和3年度～5年度）の事前申込書」及び「家畜防疫互助基金交付契約書」等の提出が必要です。

新規に加入を希望される場合、牛の生産者の方は農業共済組合の各家畜診療所へ、豚の生産者の方は当協会へ直接提出してください。